



福祉関係の各種手当 障害を事由とした手当のご案内

☎ 福祉保健課 福祉係 ☎ 77・3914

それぞれの対象要件に該当する方は、次のとおり各種手当の支給が受けられます。

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を扶養している父母等に支給されます。

支給額(令和6年4月以降)

障害の程度に応じて、次のとおり支給額が決定します。

- 【1級】 55,350円/月
- 【2級】 36,860円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として年3回、指定口座に振り込まれます。

その他

- ・支給の対象となる障害の程度はおおむね中度ですが、ケースによって異なるため、詳細はお問い合わせください。
- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・すでに支給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月11日(水)までにご提出ください。

特別障害者手当・障害児福祉手当

【特別障害者手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方に支給されます。

- ① 重度の障害が二つ以上ある方
- ② 重度の障害が一つあり、他の障害が二つ以上ある方
- ③ 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活で常時特別な介護を必要とする方

【障害児福祉手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する児童に支給されます。

- ① 重度の障害が一つ以上ある方
- ② 身体または知的・精神に合併障害のある方

※前記の対象要件は参考としてご確認ください。

支給額(令和6年4月以降)

【特別障害者手当】 28,840円/月

【障害児福祉手当】 15,690円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として年度中4回、支給月の前月までの手当が指定口座に振り込まれます。

その他

- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・すでに支給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月11日(水)までにご提出ください。

在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当

在宅で生活する20歳以上の重度知的障害者およびねたきり身体障害者の方本人もしくは、その介護人へ支給されます。

支給対象者

【在宅重度知的障害者】 満20歳以上の在宅者で療育手帳の程度がA、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2と判定される障害者および障害者相談センター長の発行する判定書において重度と判定された方

【ねたきり身体障害者】

居室において、おおむね6カ月以上ねたきりで、入浴や食事、排便など日常生活のほとんどに人手を要する満20歳以上65歳未満の方

【介護人】

前記に該当する障害者と同居し、現に生活上必要な介護をしている家族の一人

支給額 12,650円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則年2回、支給月の前月までの手当が指定口座へ振り込まれます。

その他

- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・特別障害者手当や国の制度による在宅重度知的障害者福祉手当を受給されている場合、本手当は支給されません。
- ・すでに支給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月30日(月)までにご提出ください。



ひとり親家庭等医療費助成事業 年度更新の資格申請が必要です

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77・3914

現在、ひとり親家庭等医療費等助成の受給資格者となっている方の認定期限は10月31日となっております。11月以降の受給資格を得るには、年度更新の申請が必要です。

ひとり親家庭等医療費等助成

18歳になる年度の3月31日までの間にある児童(障害がある場合は20歳未満)と児童を監護、養育するひとり親世帯の父母または養育者の医療費の一部を助成する制度です。

年度更新申請について

受給資格者の認定期限は申請日から翌年10月31日までとなり、11月1日以降の資格を得るには毎年受給資格の更新申請が必要です。

また、受給資格の該当者でありながら、現在は所得制限などにより認定されなかった方も、令和5年の所得により受給対象者と認定されることがありますので、あらためて申請をお願いします。

※申請後に審査を行い、受給資格が認定された方には10月下旬に受給券を交付します。

提出書類

対象の方には、7月下旬に案内を送付しました。(児童扶養手当の現況届と同封) 各家庭の状況により添付書類が異なりますので、案内をご確認ください。

注意事項

・受給者および同居している親族(扶養義務者)の令和5年分の所得税確定申告や市町村民税申告が済みでない方は、所得の審査ができませんので、速やかに申告をお願いします。

※申告後、所得額などが確定した後に受給券を交付します。

・子ども医療費助成制度の対象となる中学3年生までの児童には、受給券は交付されません。

受付期間

8月1日(木)～10月31日(木)

提出先

子育て支援係



交通災害共済 万が一に備えて加入しましょう

☎ 総務課 自治振興係 ☎ 77・3903

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心な制度です。

共済見舞金

【死亡】 150万円

【傷害】 2万～50万円

【身体障害1級または2級】 障害見舞金のほか50万円

【交通遺児】 1人につき10万円

加入対象者

- ・芝山町に住所登録している方
- ・町外に住んでいる方で芝山町に住所登録している住民に扶養されている方
- ※学校などで加入する集団会員との重複にご注意ください。

対象となる交通事故

- ① 車両による交通事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書(原則として人身事故扱い)が発行されたもの
- ② 電車などの運行による事故で、警察署または駅長など現場の責任を有する者が事故の事実を証明したもの
- ③ 車両の交通による事故(①の場合を除く)で、自賠責保険が支

一般受付

【申込期限】 8月31日(土)まで

【共済期間】 1年間

【会費】 年会費 1人700円

随時受付

【申込期間】 9月1日(日)～

【共済期間】 加入日の翌日～令和7年8月31日まで

【会費】 加入時期によって変動

申込み

自治振興係の窓口にある申請書をご記入の上、会費を添えてお申し込みください。